

龍江1783番1地先までの区間に限る。)、県道下諏訪辰野線又は県道岡谷茅野線を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課

**長野県告示第154号**

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

第6第5項中「が選定」を「が依頼」に、「選定委員会の審査を経なければ」を「選定会議の意見を聽かなければ」に改め、同第6第6項中「選定委員会と協議し前項の審査」を「選定会議の意見を聞いて第4項の交付の内示」に改め、同第6第7項中「選定委員会」を「選定会議」に、「審査を行う際」を「意見」に改め、同第6第8項中「選定委員会」を「選定会議」に改める。

地域振興課

長野県告示第155号

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第11条第1項の規定により、令和元年11月1日付け長野県告示第279号において別に告示で定めることとされている期日は、法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税に係るもの除き、その期限が令和元年10月12日から令和2年4月29日までの間に到来するものについて、同月30日とします。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

税務課

長野県告示第156号

平成13年長野県告示第287号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき知事が定める法人）の一部を次のように改正します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

本則中「長野県農業会議」を「一般社団法人長野県農業会議」に改める。

情報公開・法務課

長野県告示第157号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

信濃町

2 都市計画事業の種類及び名称

信濃都市計画下水道事業 信濃町公共下水道

3 事業施行期間

平成元年12月21日から

令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月16日から

令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第208号、平成7年長野県告示第344号、平成8年長野県告示第461号、平成11年長野県告示278号、平成15年長野県告示第214号、平成20年長野県告示第148号、平成25年長野県告示第175号、平成27年長野県告示第125号、平成30年長野県告示第205号の事業地に、富士見町富士見字入田を加え、富士見字恵川、字一ノ沢及び字小手沢、落合字蛇込、字荒田上及び字小手沢並びに境字滝坂、字上ノ原地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第159号

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条の2第1項の規定により御岳県立公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び木曽地域振興局並びに木曽町役場において縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
三岳線道路(歩道)	[路線] 起点 木曽郡木曽町(黒沢口八合目) 終点 木曽郡木曽町(継子岳・県立公園境界)

自然保護課

長野県告示第160号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部守一

調査期間

調査を行う者の名称	調査地域
佐久市	佐久市上小田切の一部
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字秋山の一部
伊那市	伊那市荒井、西町の各一部
千曲市	千曲市大字磯部の一部
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塙の一部
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字往郷の一部

令和2年5月29日まで

"

令和3年3月31日まで

"

"

"

農地整備課

長野県告示第161号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成15年長野県告示第542号）の一部を次のように改正します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部守一

第2条第3項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「第11条」を「第10条」に、「第13条」を「第12条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第2項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の長野県林業・木材産業改善資金貸付規程第4条の規定により現に貸し付けてある林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

信州の木活用課

長野県告示第162号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字栄平9518の4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第163号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
千曲市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、千曲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
千曲市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、千曲市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

て縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第165号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東筑摩郡生坂村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
生坂村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第164号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南佐久郡南相木村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置い

長野県告示第166号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(用地測量)
- 2 作業期間
令和2年1月22日から令和2年10月30日まで
- 3 作業地域
上伊那郡中川村

建設政策課

長野県告示第167号

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年2月4日から令和2年10月30日まで

3 作業地域

上伊那郡中川村

建設政策課

長野県告示第168号

東御市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

建設政策課

2 作業期間

平成31年2月21日から令和2年3月13日まで

3 作業地域

上田市、東御市

建設政策課

長野県告示第169号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和2年3月23日、次のとおり売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	服部義忠	長野市稲里町中央 3丁目7-15	長野市稲里町中央 3丁目7-15 武部行政書士事務所
旧			長野市稲里町中央 3丁目7-15 小泉行政書士事務所

会計課

長野県告示第170号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和2年3月27日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和2年3月30日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
ながの農業協同組合 飯山支所秋津店	飯山市大字静間2598-1	飯山市大字静間2598-1 ながの農業協同組合 飯山支所秋津店
ながの農業協同組合 飯山支所柳原店	飯山市大字旭250	飯山市大字旭250 ながの農業協同組合 飯山支所柳原店
ながの農業協同組合 木島平支所木島店	飯山市大字野坂田280	飯山市大字野坂田280 ながの農業協同組合 木島平支所木島店
ながの農業協同組合 常盤支所太田店	飯山市大字常郷28-1	飯山市大字常郷28-1 ながの農業協同組合 常盤支所太田店

会計課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 254号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字山部字極楽坂13番の1地先から北佐久郡立科町大字字山字矢原758番の1地先まで	旧	4.2～36.0	km 1.4532
		9.0～199.0	1.1498
同上	新	9.0～41.7	1.1498

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県上田建設事務所長 蓬田 陽

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 152号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小県郡長和町古町2424番の24地先から小県郡長和町古町2643番の3地先まで	旧	m 61.4～110.7	km 0.1400
		76.2～114.0	0.1400
同上	新		

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 152号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字八株3121番の1地先から茅野市宮川字八株3122番の4地先まで	旧		km 10.8～26.8
			0.1620
同上	新	13.1～30.4	0.1736

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1(1) 道路の種類 県道

1(2) 路線名 長野菅平線

1(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字鶴賀字川原404番の1地先から長野市大字鶴賀字川原395番の1地先まで	旧		km 17.9～23.0
			0.1388
同上	新	17.9～29.6	0.1388

2(1) 道路の種類 県道

2(2) 路線名 長野上田線

2(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井塩崎字東田沢6854番の4地先から長野市篠ノ井塩崎字上繩手152番の1地先まで	旧		km 5.2～19.0
			4.7676
長野市篠ノ井塩崎字東田沢6854番の4地先から長野市篠ノ井塩崎字桜畠2502番地先まで	新		km 9.6～44.2
			3.2495
長野市篠ノ井塩崎字東田沢6854番の4地先から長野市篠ノ井塩崎字横田219番の1地先まで	新		km 9.6～44.2
			4.3150

- (1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 川口田野口篠ノ井線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市篠ノ井塩崎字権代河原3776番の1地先から長野市篠ノ井塩崎字権代河原3762番の1地先まで	旧	m 10.5~20.0	km 0.0537
同上	新	m 10.5~22.3	km 0.0661

道路管理課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県諏訪建設事務所長 清水孝二

- 1 路線名 152号
 2 供用を開始する区間
 茅野市宮川字八株3121番の1地先から
 茅野市宮川字八株3122番の4地先まで
 3 供用を開始する期日 令和2年3月30日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年4月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月30日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

- 1(1) 路線名 長野菅平線
 (2) 供用を開始する区間
 長野市大字鶴賀字川原404番の1地先から
 長野市大字鶴賀字川原395番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和2年3月30日
- 2(1) 路線名 長野上田線
 (2) 供用を開始する区間
 長野市篠ノ井塩崎字桜畑2502番地先から
 長野市篠ノ井塩崎字横田219番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和2年4月1日

道路管理課

長野県教育委員会告示第2号

平成13年長野県教育委員会告示第2号（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）に基づき教育委員会が定める法人）の一部を次のように改正します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

本則中「公益財団法人長野県体育協会」を「公益財団法人長野県スポーツ協会」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会告示第3号

長野県高等学校通信教育実施要項（昭和41年長野県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

2を次のように改める。

2 実施校

(1) 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）及びその担当区域は、次のとおりとする。

実施校	所在地	担当区域
長野西高等学校	長野市	第1通学区及び第2通学区
松本筑摩高等学校	松本市	第3通学区及び第4通学区

(2) 実施校に次のサテライト施設（実施校が行う面接指導、添削指導、試験等のために年間を通じて設置する施設をいう。以下同じ。）を設置する。

実施校	サテライト施設の名称	サテライト施設の所在地
長野西高等学校	望月サテライト校	佐久市

3の(2)中「又は試験等」を「、試験等」に改める。

8の(1)中「又は試験等を実施校」を「、試験等を実施校、サテライト施設」に、「行なう」を「行う」に改める。

高校教育課

長野県公安委員会告示第24号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の10の規定により、次のとおり特定講習の一部の廃止を許可しましたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第2項の規定により告示します。

令和2年3月30日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

指定講習機関の名称	特定講習の種別	廃止年月日
株式会社諏訪中央自動車学校	大型二輪免許及び普通二輪免許に係る初心運転者講習	令和2年3月31日

東北信運転免許課